

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事
工事地名	熊谷国道出張所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 7月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 6月
2) 事務所名	大宮国道事務所 管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026071021	1 4) 単価適用年月	2026年 8月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 8月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	188日間 自 令和 8年 9月25日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	熊谷地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 7 号	2 2) 処 分 費 等	6,345
		2 3) 公 告 日	令和 8年 7月 7日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持			式	1		97,848,343			
道路維持工			式	1		33,142,000			
応急処理工			式	1		33,142,000			
応急処理 (昼)			式	1		14,557,000			内-1号
応急処理 (夜)			式	1		18,585,000			内-2号
構造物等補修工			式	1		55,392,700			
歩道橋等補修工			式	1		55,110,600			
塗膜除去 (夜)		環境対応型塗膜剥離剤 (ベンジルアルコールフリー)	m2	900	16,150	14,535,000			単-1号
塗替塗装 (夜)		Rc-I塗装系	m2	900	28,090	25,281,000			単-2号
既設舗装はぎ取り		t=5mm	m2	900	6,137	5,523,300			単-3号
橋面防水		塗膜防水	m2	900	2,920	2,628,000			単-4号
橋面舗装		樹脂モルタル舗装 t=5mm 階段部	m2	900	7,937	7,143,300			単-5号

設計内訳書

工事名	R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
排水施設清掃工		式	1		282,100				
柵清掃	人力 機械持込 土砂厚 10cm	箇所	140	2,015	282,100			単-6号	
構造物撤去工		式	1		13,643				
運搬処理工		式	1		13,643				
殻運搬	アスファルト殻(掘削)	m3	1	3,488	3,488			単-7号	
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	1	3,810	3,810			単-8号	
殻処分	アスファルト殻(掘削)	m3	1	3,995	3,995			単-9号	
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	1	2,350	2,350			単-10号	
仮設工		式	1		9,300,000				
交通管理工		式	1		9,300,000				
交通誘導警備員 A		人日	100	19,200	1,920,000			単-11号	
交通誘導警備員 B		人日	100	18,000	1,800,000			単-12号	

設計内訳書

工事名	R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 A (夜)			人日	100	28,800	2,880,000			単-13号
交通誘導警備員 B (夜)			人日	100	27,000	2,700,000			単-14号
直接工事費			式	1		97,848,343			
共通仮設費			式	1		10,330,225			
共通仮設費			式	1		2,082,225			
技術管理費			式	1		64,225			
道路施設基本データ作成費用			式	1		64,225			内-3号
営繕費			式	1		228,000			
快適トイレ			式	1		228,000			内-4号
現場環境改善費（率計上）			式	1		1,790,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		8,248,000			
純工事費			式	1		108,178,568			

設計内訳書

工事名	R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費			式	1		41,919,000			
工事原価			式	1		150,097,568			
一般管理費等			式	1		26,202,432			
工事価格			式	1		176,300,000			
消費税相当額			式	1		17,630,000			
工事費計			式	1		193,930,000			

一式当たり内訳書

応急処理（昼）

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人	40	32, 700	1, 308, 000			
特殊作業員		人	50	29, 000	1, 450, 000			
普通作業員		人	70	25, 900	1, 813, 000			
運転手（特殊）		人	50	31, 700	1, 585, 000			
運転手（一般）		人	70	27, 400	1, 918, 000			
橋りょう世話役		人	40	41, 500	1, 660, 000			
橋りょう特殊工		人	60	37, 800	2, 268, 000			
橋りょう塗装工		人	70	36, 500	2, 555, 000			
合 計					14, 557, 000			

一式当たり内訳書

応急処理（夜）

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人	30	49, 050	1, 471, 500			
特殊作業員		人	60	43, 500	2, 610, 000			
普通作業員		人	60	38, 850	2, 331, 000			
運転手（特殊）		人	60	47, 550	2, 853, 000			
運転手（一般）		人	60	41, 100	2, 466, 000			
橋りょう世話役		人	30	62, 250	1, 867, 500			
橋りょう特殊工		人	30	56, 700	1, 701, 000			
橋りょう塗装工		人	60	54, 750	3, 285, 000			
合 計					18, 585, 000			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本データ作成費用		式	1		64, 225			
合 計					64, 225			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書 快適トイレ

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
快適トイレ費用	1基、4ヶ月	式	1		228, 000			
合 計					228, 000			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一1号	塗膜除去 (夜)	環境対応型塗膜剥離剤（ベンジルアルコールフリー）	単位	m2	数量	10	単価	16, 150
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
塗膜剥離剤塗布・塗膜除去		有り 著しく有り 横断歩道橋・側道橋・鋼製シエツド 0. 75kg/m2	m 2	10	12, 090	120, 900		
廃材の回収・積込		有り 著しく有り	m 2	10	4, 058	40, 580		
計						161, 480		
単価						16, 150	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単-2号	塗替塗装 (夜)	Rc-1塗装系	単位	m2	数量	10	単価	28, 090
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
塗替塗装		素地調整 横断歩道橋・側道橋 著しく有り 有り 1種ケレン(プラスチック処理) 有り	m 2	10	19, 970	199, 700		
塗替塗装		下塗り 横断歩道橋・側道橋 著しく有り 有り 有機シンクリッチペイント(1層)スプレー	m 2	10	2, 373	23, 730		
塗替塗装		下塗り 横断歩道橋・側道橋 著しく有り 有り 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)スプレー	m 2	10	2, 666	26, 660		
塗替塗装		中塗り 横断歩道橋・側道橋 著しく有り 有り 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩	m 2	10	1, 246	12, 460		
塗替塗装		上塗り 横断歩道橋・側道橋 著しく有り 有り 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩	m 2	10	1, 832	18, 320		
計						280, 870		
単価						28, 090	円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-3号	既設舗装はぎ取り	t=5mm	単位	m2	数量	10	単価	6, 137
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
既設舗装はぎ取り工			m 2	10	6, 137	61, 370		
計						61, 370		
単価						6, 137	円／m2	

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-4号	橋面防水	塗膜防水	単位	m2	数量	10	単価	2, 920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
塗膜系防水		補修 無 無 無	m 2	10	2, 920	29, 200		
計						29, 200		
単価						2, 920	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-5号	橋面舗装	樹脂モルタル舗装 t=5mm 階段部	単位	m2	数量	10	単価	7, 937
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂モルタル舗装工・景観透水性舗装工		樹脂モルタル舗装工 厚6mm以下 有 50m2以上(標準) 無 無	m 2	10	7, 937	79, 370		
計						79, 370		
単価						7, 937	円／m2	

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-6号	柵清掃	人力 機械持込 土砂厚 10cm	単位	箇所	数量	1	単価	2, 015
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
柵清掃（人力清掃工）		有蓋 25cm未満	箇所	1	2, 015	2, 015		
計						2, 015		
単価						2, 015	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単-7号	殻運搬	アスファルト殻(掘削)	単位	m3	数量	1	単価	3, 488
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(小規模土工) 有り 2. 5km以下 全ての費用	m 3	1	3, 488	3, 488		
計						3, 488		
単価						3, 488	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単-8号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3, 810
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 23. 2km以下 全ての費用	m 3	1	3, 810	3, 810		
計						3, 810		
単価						3, 810	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-9号	殻処分	アスファルト殻(掘削)	単位	m3	数量		単価	
						1		3, 995
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	3, 995	3, 995		
計						3, 995		
単価						3, 995	円／m3	

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-10号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量		単価	
						1		2, 350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	2, 350	2, 350		
計						2, 350		
単価						2, 350	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-11号	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	19, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人日	1	19, 200	19, 200		
計						19, 200		
単価						19, 200	円／人日	

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-12号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	18, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	1	18, 000	18, 000		
計						18, 000		
単価						18, 000	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単-13号	交通誘導警備員 A (夜)		単位	人日	数量	1	単価	28, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人日	1	28, 800	28, 800		
計						28, 800		
単価						28, 800	円／人日	

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単-14号	交通誘導警備員 B (夜)		単位	人日	数量	1	単価	27, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	1	27, 000	27, 000		
計						27, 000		
単価						27, 000	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-71

	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	有り 著しく有り 横断歩道橋・側道橋・鋼製シェッド 0. 75kg/m2	単位	m 2	数量	1	単価	12, 090
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去 夜間	歩道橋・側道橋・鋼製シェッド 時間制約著有						
			m 2	1	10, 008	10, 008		
	塗膜剥離剤	環境対応型塗膜剥離剤（ペンシ [®] ルアルコールフリー）						
			k g	0. 863	2, 410	2, 079		
	諸雑費（まるめ）							
			式	1		3		
	計					12, 090		
	単価					12, 090	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-71

	廃材の回収・積込	有り 著しく有り	単位	m 2	数量		単価	4, 058
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	廃材の回収・積込 夜間	時間制約著有	m 2	1	4, 058	4, 058		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					4, 058		
	単価					4, 058	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-71

	塗替塗装	素地調整 横断歩道橋・側道橋 著しく有り 有り 1種ケレン(ブラスト処理) 有り	単位	m 2	数量	100	単価	19, 970
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工	塗替塗装	夜間 素地調整 1 種ケレン 制約著受ける	m 2	100	12, 875	1, 287, 500		
橋梁塗装工	塗替塗装	夜間 素地調整研削材及びケレンかす 制約著受ける	m 2	100	7, 090	709, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		500		
計						1, 997, 000		
単価						19, 970	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-71
	塗替塗装	下塗り 横断歩道橋・側道橋 著しく有り 有り 有機ジンクリッチ [®] イント(1層)スプレー	単位	m ²	数量	100	単価 2, 373
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工 塗替塗装 下塗り		夜間 有機ジンクリッチ(1層) スプレー 制約著受ける	m ²	100	2, 372. 2	237, 220	
諸雑費（まるめ）			式	1		80	
計						237, 300	
単価						2, 373	円／m ²

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-71
	塗替塗装	下塗り 横断歩道橋・側道橋 著しく有り 有り 弱溶剤形変性 [®] ポキシ樹脂塗料(2層)スプレー	単位	m ²	数量	100	単価 2, 666
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工 塗替塗装 下塗り		夜間 弱溶剤形変性 [®] ポキシ(2層)スプレー 制約著受ける	m ²	100	2, 665. 68	266, 568	
諸雑費（まるめ）			式	1		32	
計						266, 600	
単価						2, 666	円／m ²

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-71
	塗替塗装	中塗り 横断歩道橋・側道橋 著しく有り 有り 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩	単位	m 2	数量	100	単価 1, 246
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工	塗替塗装 中塗り	夜間 弱溶剤形ふっ素 スプレー淡彩 制約著受ける	m 2	100	1, 245. 84	124, 584	
諸雑費（まるめ）			式	1		16	
計						124, 600	
単価						1, 246	円／m 2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-71
	塗替塗装	上塗り 横断歩道橋・側道橋 著しく有り 有り 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩	単位	m 2	数量	100	単価 1, 832
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工	塗替塗装 上塗り	夜間 弱溶剤形ふっ素 スプレー淡彩 制約著受ける	m 2	100	1, 831. 64	183, 164	
諸雑費（まるめ）			式	1		36	
計						183, 200	
単価						1, 832	円／m 2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	既設舗装はぎ取り工		単位	m 2	数量	1	単価	6, 137
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 04	32, 700	1, 308		
特殊作業員			人	0. 08	29, 000	2, 320		
普通作業員			人	0. 09	25, 900	2, 331		
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		178		
計						6, 137		
単価						6, 137	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	塗膜系防水	補修 無 無 無	単位	m 2	数量	100	単価	2, 920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋面防水工	塗膜系防水（アスファルト系）	補修	m 2	100	2, 920	292, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						292, 000		
単価						2, 920	円／m 2	

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	樹脂モルタル舗装工・景観透水性舗装工	樹脂モルタル舗装工 厚6mm以下 有 50m2以上(標準) 無 無	単位	m 2	数量	1	単価	7, 937
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂モルタル舗装工		厚 6 mm以下	m 2	1	7, 937. 5	7, 937		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7, 937		
単価						7, 937	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	3, 995
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		アスファルト殻（掘削）（有）加賀崎建材興業 リサイクル工場	m 3	100	3, 995	399, 500		
	計					399, 500		
	単価					3, 995	円／m 3	

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	2, 350
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		コンクリート殻（無筋）（株）三河解体 鳩山リサイクルセンター	m 3	100	2, 350	235, 000		
	計					235, 000		
	単価					2, 350	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	19, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員A		人	1	19, 200	19, 200		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					19, 200		
	単価					19, 200	円／人日	

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	18, 000	18, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					18, 000		
	単価					18, 000	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	28, 800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員A		人	1	28, 800	28, 800		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					28, 800		
	単価					28, 800	円／人日	

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	27, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	27, 000	27, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					27, 000		
	単価					27, 000	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	道路施設基本データ作成費用		単位	式	数量	1	単価	64, 225
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
技術員			人	1. 75	36, 700	64, 225		
計						64, 225		
単価						64, 225	円／式	

R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	97, 848, 343
(2) 共通仮設費 -----	10, 330, 225
(3)純工事費 -----	108, 178, 568

(1)+(2)

(4)現場管理費 -----	41, 919, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6)工事原価 -----	150, 097, 568
(3)+(4)+(5)+(18)	

(7')一般管理費等(計上額) -----	26, 202, 432
-----------------------	--------------

(8')その他費目計 -----	0
------------------	---

(9)業務委託料等 -----	0
------------------	---

(10)工事価格 -----	176, 300, 000
----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額 -----	17, 630, 000
------------------	--------------

(12)請負工事価格 -----	193, 930, 000
------------------	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格 -----	176, 300, 000
-------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格 -----	175, 725, 000
------------------	---------------

(15)調査基準価格の100/110 -----	159, 750, 000
--------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 -----	0
--------------------	---

(17)工場管理費 -----	0
-----------------	---

(18)工場製作原価 -----	0
------------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) 26, 207, 035)

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	97,848,343	直接工事費	97,848,343	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	6,345	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		97,848,343	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		97,841,998		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6.02 %		0 %		
施工地域等補正		1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）		8.43 %				
計上額		8,248,000		0	0	
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	97,841,998	直接工事費	97,848,343		
非対象額計（－）	6,345				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	6,345	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	97,841,998	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.83 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	1.83 %				
計上額	1,790,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	292, 225		
運搬費	0	準備費	0
安全費	0	役務費	0
営繕費	228, 000	現場環境改善費	0
共通仮設費計			10, 330, 225

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	108,178,568	単独（追加工事）直接工事費	97,848,343	単独（追加工事）共通仮設費	10,330,225
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	108,178,568	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	108,172,223		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.29％		0％		0％
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	38.75％		0％		
計上額	41,919,000		0		0
			7,563,270（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名大宮国道事務所 管理第二課

工事番号2026071021

第 0 回変更

発注年月令和08年07月

契約区分国債（翌債を含む）の分任官

主工種道路維持工事

工事原価	150, 097, 568				
純工事費	108, 178, 568	現場管理費	41, 919, 000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	150, 097, 568	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	150, 091, 223	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	150, 097, 568				
契約保証に係る補正值	0. 04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17. 42 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	26, 202, 432				
業務委託料等	0				
調査基準価格	175, 725, 000				
調査基準価格の100/110	159, 750, 000	（ 90. 61 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所 管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
道路維持工		式		1		
応急処理工		式		1		
応急処理 (昼)		式		1		
応急処理 (夜)		式		1		
構造物等補修工		式		1		
歩道橋等補修工		式		1		
塗膜除去 (夜)	環境対応型塗膜剥離剤 (ベンジルアルコールフリー)	m2		900		
塗替塗装 (夜)	Rc-I 塗装系	m2		900		
既設舗装はぎ取り	t=5mm	m2		900		
橋面防水	塗膜防水	m2		900		

工事数量総括表

工事名	R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
橋面舗装	樹脂モルタル舗装 t=5mm 階段部	m2		900		
排水施設清掃工		式		1		
柵清掃	人力 機械持込 土砂厚 10cm	箇所		140		
構造物撤去工		式		1		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻(掘削)	m3		1		
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		1		
殻処分	アスファルト殻(掘削)	m3		1		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通誘導警備員 A		式		1		
交通誘導警備員 B		式		1		
交通誘導警備員 A (夜)		式		1		
交通誘導警備員 B (夜)		式		1		
直接工事費		式				
		式		1		
共通仮設費		式				
		式		1		
共通仮設費		式				
		式		1		
技術管理費		式				
		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式				
		式		1		
営繕費		式				
		式		1		
快適化		式				
		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事

特記仕様書

令和 8 年 7 月

国土交通省関東地方整備局
大 宮 国 道 事 務 所

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和 8 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 工事場所

工事場所については、下記のとおりとする。
熊谷国道出張所管内

第 3 条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和 8 年 9 月 2 5 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 2 4 日まで）

※契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

① 準備期間	6 0 日間
② 後片付け期間	2 0 日間
③ 雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0. 7 9
④ 警察協議（準備期間と重複）	3 0 日間
⑤ 年末年始工事抑制期間	令和 8 年 12 月 27 日 ～ 令和 9 年 1 月 3 日
⑥ 年度末工事抑制期間	令和 9 年 3 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）1 日の降雨・降雪量が 1 0 mm/日以上の日：2 5 日間

ロ) 8時から17時までの WBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間
(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(2021年~2025年)の気象庁(さいたま観測所)及環境省(さいたま地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第4条 主任技術者等(契約書第10条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置することとする。

(1)主任技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①1級建設機械施工技士の資格を有する者

②技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業農村工学」又は「森林-森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者

③これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

④本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

(2)監理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①1級建設機械施工技士の資格を有する者

②技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業農村工学」又は「森林-森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者

③これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

第5条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。な

お、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第6条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第7条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県及び群馬県内の工事ではない。
 - （6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技

術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第8条 設計図書の照査(1-1-1-3)

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によるものとする。

第9条 コリンズ(CORINS)への登録(1-1-1-7)

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第10条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力(1-1-1-7)

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は世界測地系(JGD2024)に準拠する。

熊谷国道出張所管内

国道17号

起点	埼玉県北本市深井	緯度	36° 03' 22"	経度	139° 31' 29"
終点	埼玉県児玉郡上里町勅使河原	緯度	36° 15' 57"	経度	139° 07' 36"

国道17号熊谷バイパス

起点	埼玉県鴻巣市箕田	緯度	36° 04' 59"	経度	139° 29' 14"
終点	埼玉県熊谷市久保島	緯度	36° 10' 16"	経度	139° 20' 44"

国道17号深谷バイパス

起点	埼玉県熊谷市玉井	緯度	36° 10' 25"	経度	139° 21' 54"
終点	埼玉県深谷市沓掛	緯度	36° 13' 25"	経度	139° 13' 35"

国道17号上武道路

起点	埼玉県熊谷市西別府	緯度	36° 12' 01"	経度	139° 20' 03"
終点	埼玉県深谷市高島	緯度	36° 14' 00"	経度	139° 18' 31"

国道17号本庄道路

起点	埼玉県児玉郡上里町勅使河原	緯度	36° 15' 56"	経度	139° 07' 40"
終点	群馬県高崎市新町	緯度	36° 16' 14"	経度	139° 06' 45"

第11条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力(1-1-1-7)

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にする。

記載例)

本工事は、熊谷国道出張所管内の歩道橋等の維持作業、補修等を行うものであり、歩道橋等の不具合が発生した場合の迅速な応急処理を実施する工事である。

主な工種は

応急処理工	1 式
歩道橋等補修工	1 式
排水施設清掃工	1 式
仮設工	1 式 を予定している。

第 1 2 条 コリنز (CORINS) への設計業務名及びテクリス番号の入力 (1-1-1-7)

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

記載例)

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業 務 名	テクリス番号
R 6 大宮国道管内構造物点検・補修等設計業務	4055616583
R 8 大宮国道管内構造物点検・補修等設計業務	4062643612

第 1 3 条 施工体制台帳 (1-1-1-13)

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第 1 4 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について） (1-1-1-16)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要性を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は大宮国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり(別紙様式-0-1~0-10)。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第15条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第16条 新技術の活用「新技術の定義」(1-1-1-16 調査・試験に関する協力 6. NETIS)

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程

度以上と見込まれる技術

- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <https://www.netis.mlit.go.jp/>

- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 17 条 新技術の活用（施工者選定型）（1-1-1-16 調査・試験に関する協力 6. NETIS）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 16 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 16 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 18 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、対象工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

なお、対象工種については、監督職員との協議によるものとする。

第19条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第20条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和8年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和8年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第21条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第22条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第23条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第24条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知を等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第25条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第26条 設計図書の変更(1-1-1-17～1-1-1-19)

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第27条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が高くなったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が高くなった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第28条 工事現場発生品(1-1-1-21)

本工事にて生じる現場発生品の運搬については、当初計上していないため、監督職員との協議のうえ設計変更の対象とする。

第29条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木） (1-1-1-22)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法※
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体工事	本体工事の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻(掘削) 【昼間】銀座歩道橋	(有)加賀崎建材興業 リサイクル工場	埼玉県熊谷市佐谷田字不動堂 562
コンクリート殻(無筋) 【昼間】銀座歩道橋	(株)三河解体 鳩山リ サイクルセンター	埼玉県比企郡鳩山町大橋川子田 766-2

上記 2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないが、工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件に変更となる場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 受入時間(再資源化施設)

(有)加賀崎建材興業 リサイクル工場 (昼間) : 8時00分～17時00分

(株)三河解体 鳩山リサイクルセンター (昼間) : 8時00分～17時00分

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第30条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第31条 工事完成図(1-1-1-23)

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第32条 情報共有システムの活用(1-1-1-27の10工事情報共有化)

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第33条 施工管理(1-1-1-27)

1. 本工事は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和8年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事は、写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第34条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban/>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban/>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第35条 現場環境改善（快適トイレの設置）（1-1-1-31の10.現場環境改善）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を4ヵ月分1基見込んでいる。上記によりがたい場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することと

する。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第36条 熱中症対策に資する現場管理費の補正(1-1-1-31の10.現場環境改善)

1. 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第37条 工事現場の現場環境改善(1-1-1-31の10.現場環境改善)

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が

困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

- 1) 仮設備関係
昇降設備の充実を実施するものとする。
 - 2) 営繕関係
現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。
 - 3) 安全関係
盗難防止対策を実施するものとする。
 - 4) 地域連携
社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
 3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

第38条 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。

第39条 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間作業）の支援

受注者は、猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。

第40条 工事中の安全確保(1-1-1-31)

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

また、令和9年度における重点安全対策項目は監督職員から通知するものとする。

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

施工区分	作業区分	交通誘導警備員	備考
下記以外の全て	昼間	200人(うち有資格誘導員100人)	交替要員含む
応急処理(夜)、 塗膜除去(夜)、 塗膜塗装(夜)	夜間	200人(うち有資格誘導員100人)	交替要員含む

第41条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット

貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第42条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第43条 仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

(1) 仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。

（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する）

(2) 仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(3) 仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(4) 仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第44条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第45条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第46条 環境対策（建設機械の使用）（1-1-1-35の8低騒音型・低振動型建設機械）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものと

する。

第47条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）（1-1-1-35の9特定調達品目）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和9年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第48条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第49条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンブカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第50条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書1-1-1-37交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 5 1 条 通行許可等（特殊車両通行許可関係）（1-1-1-37 の 14 通行許可等）

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第 5 2 条 工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第 5 3 条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近 5 カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、熊谷観測所（気象庁のデータ）における 1 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第 5 4 条 個人情報

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個

個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

1 1. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 5 5 条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間帯
昼間施工	下記以外	8:00～17:00
夜間施工(1)	応急処理(夜)	21:00～6:00
夜間施工(2)	塗膜除去(夜)、塗替塗装(夜)	21:00～5:00

上記については、積算上の明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

2. 夜間施工(2)における道路使用許可の時間帯は21時～5時を見込んでいる。そのため時間的制約の補正割増し係数を1.71(交通誘導警備員を除く)で設定している。

第 5 6 条 時間的制約

本工事は、下記に示す工種について時間的制約がかかる工事である。下記により難しい場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする

1. 対象工種

夜間施工(2)(塗膜除去(夜)、塗替塗装(夜))

2. 時間的制約条件

現道の交通量の多い時間帯

3. 制約をうける作業時間

21:00～5:00

4. 補正割増係数

時間的制約状況の程度	作業時間/日	補正割増係数
昼間施工 (時間的制約を受けない場合)	8時間/日	1.00
夜間施工(2) (時間的制約を著しく受ける場合)	4時間/日を超え 7時間/日以下	1.71 (夜間補正1.5を含む)

第 5 7 条 概算・概略数量

本工事の維持工、補修工、仮設工については概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

なお、成果の引き渡しは、令和8年9月中旬とする。

第58条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。

（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得

ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第 59 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建 12 1 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 60 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

(2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

- 1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評価の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 6 1 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 1 6 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第62条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第63条 1日未満で完了する作業の積算

1. 「1日未満で完了する作業の積算」の適用が可能な工事である。
2. 受注者は、土木工事標準積算基準による金額相当と乖離があった場合に、「1日未満で完了する作業の積算」の適用について協議の発議を行うことができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
4. 受注者は、協議に当たって、「1日未満で完了する作業の積算」に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、土木工事標準積算基準による金額相当との乖離が確認できない場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
5. 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、「1日未満で完了する作業の積算」以外の方法によることが適当と判断される場合には、適用しない。

第64条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第65条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
2. 共通仕様書第3編 3-1-1-1 の適用
共通仕様書第3編 3-1-1-1 第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるも

のとする。

3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第66条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第67条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事は、施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第68条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第69条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー12によるものとする。

第70条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はな

いが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第71条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第72条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 維持補修

第73条 補修に関する施工計画等の検討

1. 受注者は、別表－1に記載された橋梁等について現地調査を行い、補修に関する施工計画・工程計画（以下、施工計画等という。）を作成するものとする。補修の対象とする橋梁等の選定及び補修の内容については、施工計画等を踏まえ、監督職員と協議したうえで決定するものとする。なお、補修に関する施工計画等の作成に要する費用は、監督職員と協議のうえ、変更の対象とする。

2. 現地調査の結果、詳細な設計を要する損傷が確認された場合は、監督職員に報告するものとする。またこの場合、補修設計については、受注者が作成する施工計画等を踏まえ、発注者が行うことを基本とするが、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第74条 応急処理工

1. 橋梁・歩道橋の健全性を保つための補修及び日常メンテナンス等の作業を行うものとする。
施工範囲は下記のとおりとする。

国道17号	熊谷国道出張所管理区間
国道17号熊谷バイパス	全線
国道17号深谷バイパス	全線
国道17号上武道路	全線
2. 作業内容については、事前に発注者と受注者で協議し、協議結果に基づき発注者より作業指示することを想定している。また応急処理は日単位（作業時間8時間）とし、当初計画した作業が8時間からずり終了した場合は、排水系統やその他、通行空間の清掃などを所定の作業時間内実施する事とする。なお、作業時間には準備後片付けを含むものとする。
3. 上記2の事項について、悪天候等により作業が1日とまらない場合は、作業を取りやめる前に監督職員へ状況報告を行い了承を得るものとする。これにより、作業が1日未満となる場合は、時間換算により積算を行う。
4. 作業日時整理方法
 - 1) 作業計画書（別紙様式-20）は作業工種毎に作成し、作業前に監督職員へ提出し了承を得ること。作業計画書には、作業日数、作業員数（日、延べ）、使用機械、使用材料も記載すること。また、応急処理日報で添付する写真についても明示すること。
 - 2) 応急処理日報（別紙様式-21）について、作業後に監督職員へ提出すること。
 応急処理日報には、作業員数を明記し、①作業開始時の現場責任者を含む作業員全員の写真（顔が見えるもの）と②作業の事前・事中・事後（作業工種毎）、③作業終了時の現場責任者を含む作業員全員の写真（顔が見えるもの）を撮影し添付すること。すべての写真①及び③は、撮影時刻をわかるようにすること。使用機械及び使用材料は、その日毎に応急処理日報（別紙様式-21）に記載するとともに、写真を添付すること。
 - 3) 写真は、第34条のとおりデジタル工事写真とする。

第75条 応急処理数量

当初の作業数量については、別紙様式-22「応急処理内訳書」により計上している。

作業等に使用する材料・機器は、当初計上していない。必要となった材料・機器は監督職員と協議により設計変更の対象とする。

第76条 橋面防水工（防水層材料の品質）

1. プライマーは瀝青ゴム系接着剤とし、塗布量は0.4 L/m²を標準とする。
目地材の試験は舗装調査・試験法便覧に準ずる。目地材料は使用以前に品質を証明する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 防水工の材料は塗膜系防水材（アスファルト加熱型）とし一般事項、試験及び施工方法などについては「道路橋床版防水便覧」（平成19年3月日本道路協会）によるものとする。
3. 塗膜系防水材の標準的な品質は下表のとおりとする。

項目	標準値	試験方法
針入度（円錐針）mm	1～5	舗装試験法便覧 4-12-2

軟化点℃	80 以上	JIS K 2207
引張強さ (23℃) N/mm2	0.35 以上	JIS A 6021
破断時の伸び率%	300 以上	JIS A 6021
耐アルカリ性 (23℃)	異常のないこと	JIS K 5600-6-1
耐塩水性 (23℃)	異常のないこと	JIS K 5600-6-1

第77条 橋面舗装工（混合廃棄物の処理）

既設舗装の撤去に際し混合廃棄物が発生する場合、関係法令を遵守し、適切な処理方法の検討を行い、監督職員と協議の適切に処理するものとする。混合廃棄物の処分費・運搬費は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

第78条 柵清掃

1. 柵清掃は人力によるものとし、柵内に堆積した土砂、塵埃等を除去し、柵及び柵周辺を水洗いするものとする。なお、柵蓋の開閉は丁寧にいき、破損しないようにする。また、柵蓋設置方向が安全上適切に設置されているかを確認するとともに、ガタツキ等がある場合は、その都度監督職員に報告することとする。
2. 発生した土砂、じん廃等の運搬費、処分費および受け入れに伴う試験費等は見込んでいないため、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

第79条 塗膜除去工

1. 銀座歩道橋についてはPCBの含有を見込んでいる。
なお、応急処理工等において、塗膜・除去を行う必要が生じた場合においては、工事着手前までに塗装履歴などを踏まえ、PCB等有害物の含有状況を確認するものとする。
2. 調査の結果、既存の塗膜にPCB等の有害な化学物質が含まれている場合、塗膜除去にあたっては湿式塗膜剥離剤によるものとする。
3. 使用する塗膜剥離剤については、「新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）」『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』（以下 URL 参照）」より選定するものとする。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000571.html

- なお、塗膜剥離剤の選定にあたっては、上記技術の中から現場適用条件の確認や現場試験等の結果により選定するものとし、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
4. 当初設計において、使用する技術は下記条件を見込んでいるが、3.により選定した技術に設計変更するものとする。
 - ・技術名：インバイロワン工法
 - ・塗膜剥離剤 1m² 当り使用量：0.75kg/m²
剥離塗膜の運搬費、処分費及び環境対策資機材は計上していないため、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

第80条 塗装仕様

1. 塗装の品質管理等については共通仕様書によるものとする。なお、疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 本工事における塗装仕様については次表のとおりとする。

塗 装 区 分	工 程	塗 料 名	使用量 (g/m ²)	塗装間隔
---------	-----	-------	----------------------------	------

塗膜除去	塗膜除去	環境対応型塗膜剥離剤（ベンゾアルコールフリー）	750	
塗替塗装 Rc-I 塗装系	素地調整	1 種ケレン		
	下塗	有機ジンクリッチペイント	600	4 時間以内
	下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	240	1 日～10 日
	下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	240	1 日～10 日
	中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	170	1 日～10 日
	上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	140	1 日～10 日

3. 色調は、淡彩色とする。なお、色彩の決定にあたっては、監督職員と協議するものとする。

第 8 1 条 特別管理産業廃棄物の処理について

本工事で発生したポリ塩化ビフェニル（以下、PCB という）含有除去塗膜・鉛含有除去塗膜については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で規定されている特別管理産業廃棄物として適切に処理を行う必要があるため、関係法令及び「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年 12 月環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）」・「鉛中毒予防規則」を遵守し、受注者が保管事業者となって適切な処理方法の検討を行った上、監督職員と協議し適切に処分を行うこと。

処分した際に速やかに監督職員にマニフェスト D 票を提出すること。

本工事塗膜除去工で発生した廃棄物は、別途指示する資材置き場に一時仮置きを行い、中間処理場へ運搬するものとする。

仮置き場までの運搬費、中間処分場、環境対策資機材については当初見込んでいないが、関係法令を遵守し必要な対策を行うものとし、対策実施項目については監督職員と協議を行い変更の対象とする。

第 8 2 条 橋梁工事における足場工の新技術の活用促進について

応急処理工等において足場設置を行う必要が生じた場合においては、受注者が現場状況を踏まえたうえで、従来型のパイプ足場にシステム足場等の新技術を加えて、コストのみでなく施工性、工期、安全対策の確実性などを総合的に比較検討したうえで、足場工法の選定を発注者に協議する。なお、比較検討の対象は必ずしも全ての箇所ではなく、現場条件を踏まえ効果的な箇所とすること。また、現場条件を踏まえ新技術の活用効果が明らかに見込めない場合は、比較検討資料の作成等は不要とする。

比較対象とする技術は、NETIS 掲載技術を基本とするが、NETIS 掲載終了技術やその他技術についても対象とすることを妨げない。

なお、足場設置に要する費用については、当初は計上していないため監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第 3 章 その他

第 8 3 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第 8 4 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 8 5 条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。

ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について説明を求めることがある。

1) 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝
	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2) 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル

(案)』によるものとする。

3) 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

4) 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。

5) 道路施設基本データに係わる提出物として、以下のものを電子データにて提出すること。

- ①道路施設台帳作成総括表
- ②道路施設基本データ総括表
- ③道路施設基本データ一覧表
- ④道路施設台帳チェックシート
- ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
- ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
- ⑦工事数量総括表

6) 当初において、道路施設基本データ作成費を計上しているが、変更の必要が生じた場合、監督職員協議し設計変更の対象とする。

第86条 全国道路施設点検データベース（横断歩道橋（附属物））への登録について

1. 受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、施工結果等のデータを、全国道路施設点検データベース（横断歩道橋（附属物））（以下「点検DB（横断歩道橋）」）に登録する。

登録するデータに係る権利は、第87条に定めるとおりとする。なお、点検DB（横断歩道橋）の管理運営団体に支払う登録料については現在無償となっているが、有償となった場合は契約変更の対象とする。

【全国道路施設点検データベース（横断歩道橋）への登録データ】

「道路管理データベース データ作成マニュアル（案）」の塗装歴（D032）、補修歴（D033）データ。

2. 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検DB（横断歩道橋）へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙ー7」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第87条 登録するデータに係る権利について

1. 本工事の成果として点検DB（横断歩道橋）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。

2. 点検DB（横断歩道橋）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検DB（横断歩道橋）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

3. 受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検DB（横断歩道橋）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権人格権を行使せず又は行使させない。

4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB（横断歩道橋）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。

5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

6. 受注者は、点検 DB（横断歩道橋）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第 88 条 維持的作業を行った場合の履歴一覧の作成について

受注者は、道路施設の補修及び施設形状に変更を加えない工事の場合、道路施設基本データの基本諸元の位置情報ならびに施設対応番号（整理番号）を記入した維持的作業履歴一覧を作成する。

1. 維持的作業履歴一覧表を作成し、既存の道路施設台帳（補修歴）を更新すること。

なお、様式については、記入シート（道路施設台帳）を使用すること。

https://www.nilim-cdrw.go.jp/rd_tool.html

2. 作成した維持的作業履歴一覧表及び道路施設台帳については、電子データを監督職員に提出するものとする。

維持的作業履歴一覧表作成例

整理番号	事務所名	出張所名	路線	距離表	補修年月	内容（工事名）	原因
0000000	●●	●●	●号	○k○	202603	灯具交換 （●●工事）	LED化
0000000	△△	△△	△号	○k○	202603	自動点滅器交換 （●●工事）	故障のため

第 89 条 「問合せ番号」及び「路上規制情報提供システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 90 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 91 条 担い手確保・育成貢献について

本工事は建設産業の担い手の確保・育成工事に関する取り組みが優れた工事について、企業に対して表彰を行う「大宮国道事務所建設産業担い手確保・育成貢献表彰制度」の対象工事であり、受注者は、自ら立案実施した担い手の確保対策や育成貢献のための取り組みにおいて評価できる項目

について、工事完成時までに所定の別紙－１０－１～２により、監督職員に提出する事ができる。

第 9 2 条 その他

本特記仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議するものとする。

別表一 1

[illegible]

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第3条、第55条、第56条 第3条 第3条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第46条、第47条、第48条
安全対策関係	■ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第40条 第44条、第45条
建設副産物関係	□ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第29条

全国道路施設点検データベースにおける個人情報掲載のチェックリスト

1. 業務等名称

2. 受注者名

3. 個人情報掲載の確認結果【受注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

4. 発注担当課

5. 個人情報掲載の確認結果【発注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名	〇〇工事	受注者名	△△建設(株)
項 目	実施内容		
☐ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	・子供、学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等		
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・建設現場での新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の 取組を社会にアピール 等		
☐ 建設現場の労働環境を改善する取組	・労働者に対する週休2日の確保を徹底 ・働きやすい環境(更衣室、休息場所の設置など)の 整備		
☐ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に 対する研修や講習会等を実施 等		
☐ その他			

担い手育成・確保

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名: □□出張所

工 事 名	〇〇工事		受注者名	〇〇建設(株)	
項 目	様式－１の「項目」を記載				
実施内容	様式－１の「実施内容」を記載				
実施日(期間)	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日(〇日間)		対象者・人数	〇〇高校、〇名	
他工事との合同実施	☐ 有り	☐ 無し	合同実施工事名 (〇〇工事)		
マスコミ取材	☐ 有り	☐ 無し	取材会社名 (〇〇新聞社、△△テレビ)		

(具体的な実施内容の説明)

(添付図・写真)

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

応急処理事業計画書

提出日 令和 年 月 日

現場 代理人	主任(監理) 技術者

工事名	R〇〇〇管内橋梁補修維持工事
作業内容	〇〇補修作業
作業場所	国道 号(上・下) KP 〇〇〇橋
作業日時	自: 令和 年 月 日 () (〇〇:〇〇~〇〇:〇〇) 至: 令和 年 月 日 () (〇〇:〇〇~〇〇:〇〇)

位置図 国道〇〇号〇〇〇橋 上り・下り 台帳の平面図等を添付。	写真 作業前対象写真
--	---------------

応急処理事業計画書(例)		
準備	基地にて集合、準備 00時出発	写真撮影時期 写真①(作業開始)
↓		
作業開始	… 作業開始写真を追加	写真②-1(事前)
↓		
作業中	… 作業途中写真を追加	写真②-2(事中)
↓		
作業終了	作業完了写真を追加	写真②-3(事後)
↓		
後片づけ	後片付け後 基地にて集合 00時終了	写真③(作業終了)

発注者	上記について ☐ 承諾・指示します。 ☐ その他 ()
	令和 年 月 日

主任 監督員	監督員	

作業日時	自:令和 年 月 日()(〇〇:〇〇~〇〇:〇〇) 至:令和 年 月 日()(〇〇:〇〇~〇〇:〇〇)			
作業員数	数量	単位	作業員数	数量 単位
・土木一般世話役	計	〇 人/日 〇 人	橋りょう世話役	計 〇 人/日 〇 人
・普通作業員	計	〇 人/日 〇 人	橋りょう特殊工	計 〇 人/日 〇 人
・特殊作業員	計	〇 人/日 〇 人	橋りょう塗装工	計 〇 人/日 〇 人
・運転手(一般)	計	〇 人/日 〇 人		
・運転手(特殊)	計	〇 人/日 〇 人		
使用機械	数量	単位		数量 単位
・〇〇〇	計	〇 台/日 〇 台		
・〇〇〇	計	〇 基/日 〇 基		
使用材料 ※1	数量	単位		数量 単位
・〇〇〇				
・〇〇〇				

※1 想定数量を記載。

応急処理日報

提出日 令和 年 月 日

現場 代理人	主任(監理) 技術者

工事名	R〇□□管内橋梁補修維持工事
作業内容	〇〇補修作業
作業場所	国道 号（上・下）KP 〇〇〇橋
作業日時	令和 年 月 日（ ）（〇〇：〇〇～〇〇：〇〇）

位置図 国道〇〇号〇〇〇橋 上り・下り 台帳の平面図等を添付。	写真 作業前対象写真
--	---------------

応急処理作業計画書(例)			写真撮影時期
準備	基地にて集合、準備 00時出発		写真①（作業開始）
↓			
作業開始	… 作業開始写真を追加		写真②—1（事前）
↓			
作業中	… 作業途中写真を追加		写真②—2（事中）
↓			
作業終了	作業完了写真を追加		写真②—3（事後）
↓			
後片づけ	後片付け後 基地にて集合 00時終了		写真③（作業終了）

発注者	上記について ☐ 承諾・指示します。 ☐ その他（ ）
令和 年 月 日	

主任 監督員	監督員	

応急処理日報

作業日時	令和 年 月 日()(〇〇:〇〇～〇〇:〇〇)
写真① 準備	写真②-1 (事前)
写真②-2 (事中①)	写真②-2 (事中②)
写真②-2 (事中③)	写真②-3 (事後)

応急処理日報

[illegible]

応急処理内訳書

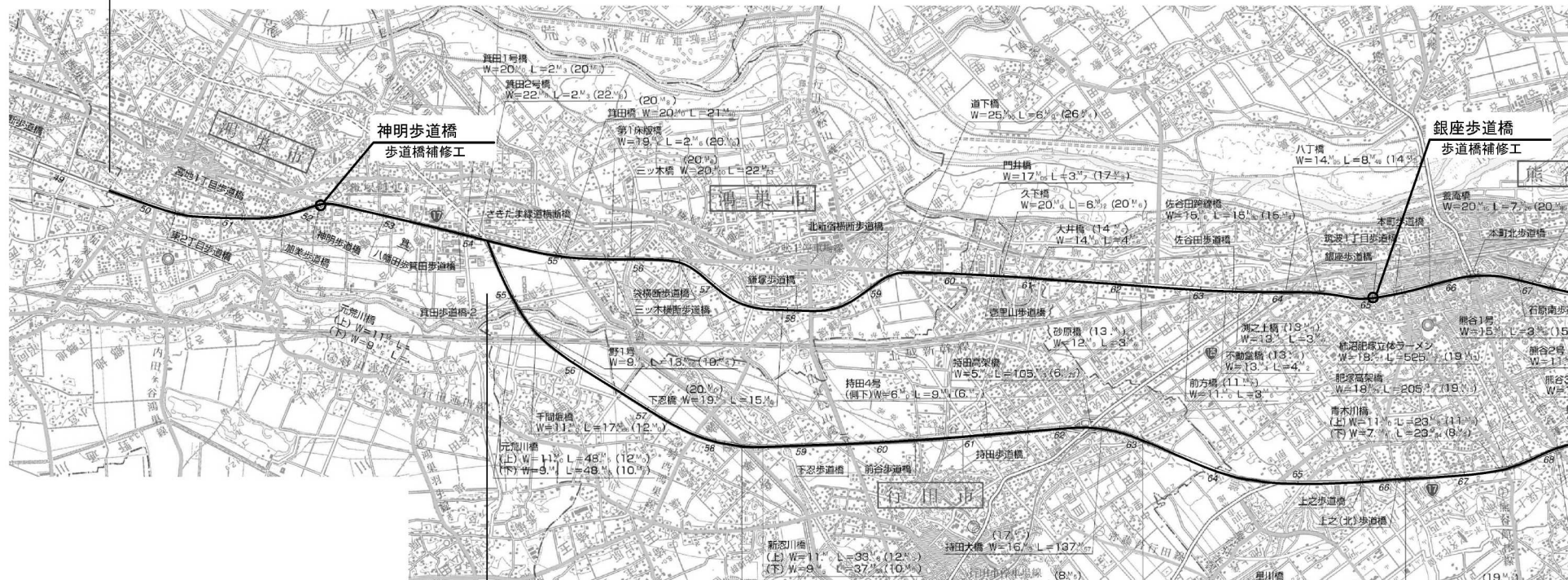
別紙様式－22

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
応急処理(昼)	土木一般世話役	人	40	
	特殊作業員	人	50	
	普通作業員	人	70	
	運転手(特殊)	人	50	
	運転手(一般)	人	70	
	橋りょう世話役	人	40	
	橋りょう特殊工	人	60	
	橋りょう塗装工	人	70	
応急処理(夜)	土木一般世話役	人	30	
	特殊作業員	人	60	
	普通作業員	人	60	
	運転手(特殊)	人	60	
	運転手(一般)	人	60	
	橋りょう世話役	人	30	
	橋りょう特殊工	人	30	
	橋りょう塗装工	人	60	

位置図(1) 熊谷国道出張所管内

17号 L=45.0km

応急処理工



応急処理工

17号(熊谷バイパス) L=18.0km

熊谷国道出張所管内

路線	延長	管理区間
17号	45.0km	自：北本市深井 至：児玉郡上里町勅使河原
17号(熊谷バイパス)	18.0km	自：鴻巣市箕田 至：熊谷市久保島
17号(深谷バイパス)	14.7km	自：熊谷市玉井 至：深谷市沓掛
17号(上武道路)	5.2km	自：熊谷市西別府 至：深谷市高島
17号(本庄道路)	1.0km	自：児玉郡上里町勅使河原 至：高崎市新町

1:50,000

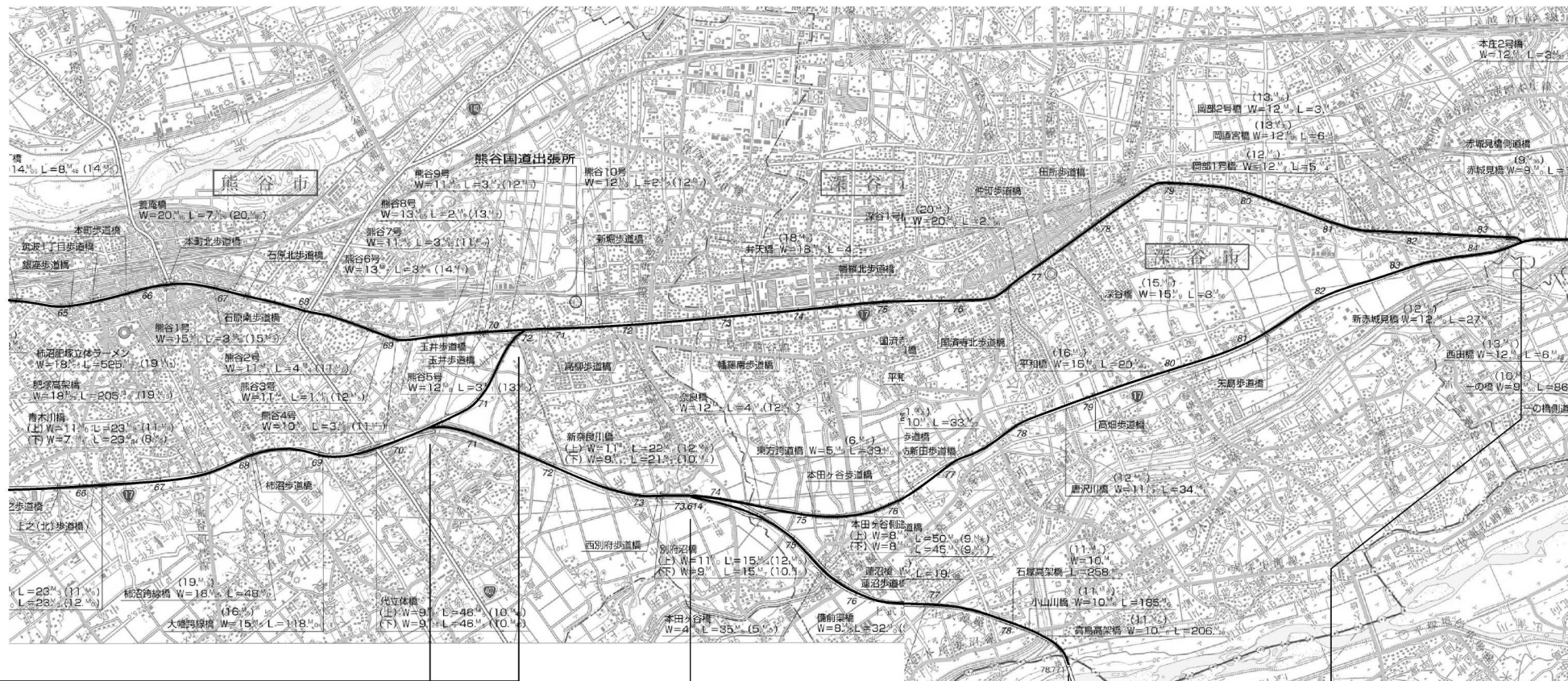


工 事 名	R 8 熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事													
図 面 名	位置図（1）													
年 月 日	令和 8 年 7 月 日													
縮 尺	1/50,000			図面番号			1 / 5							
設計会社名														
所 長			副所長			課 長			係 長			設 計		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所													

位置図(2) 熊谷国道出張所管内

17号 L=45.0km

応急処理工



応急処理工

17号(熊谷バイパス) L=18.0km

応急処理工

17号(上武道路) L=5.2km

応急処理工

17号(深谷バイパス) L=14.7km

1:50,000



工事名	R8熊谷国道出張所管内橋造修等維持工事		
図面名	位置図(2)		
年月日	令和8年7月 日		
縮尺	1/50,000	図面番号	2 / 5
設計会社名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

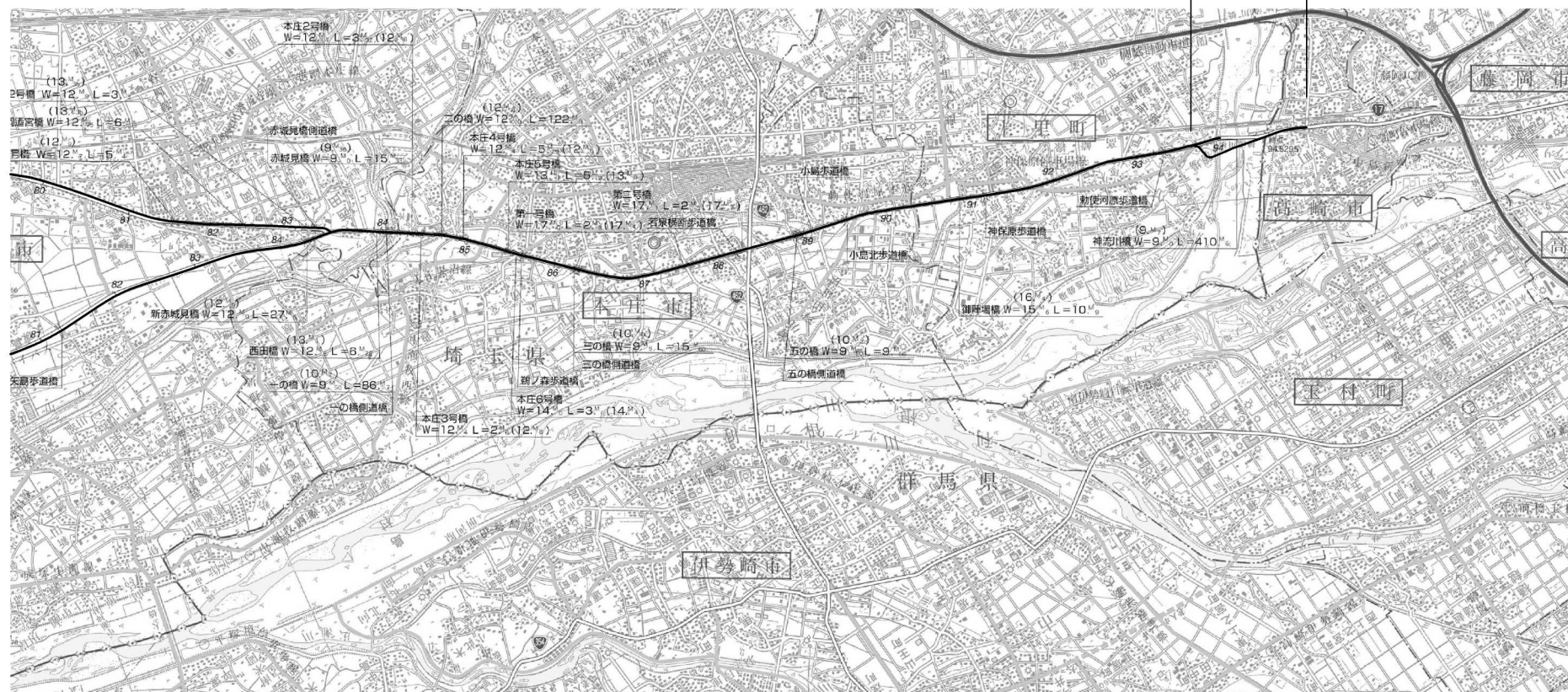
位置図(3)
熊谷国道出張所管内

17号 L=45.0km

应急处置工

17号
(本庄道路)
L=1.0km

应急处置工



1:50,000

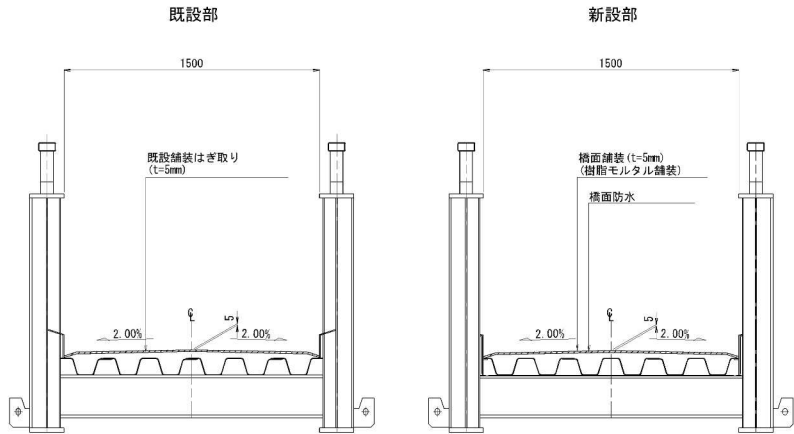


工 事 名	R8熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事		
図 面 名	位置図 (3)		
年 月 日	令和 8 年 7 月 日		
縮 尺	1/50,000	図面番号	3 / 5
設計会社名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

補修詳細図

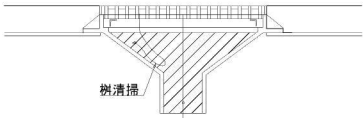
歩道橋等補修工 S=1:15

歩道橋通路析断面



数量表		10m2当り			
名 称	規 格	単 位	数 量	備 考	
既設舗装はぎ取り	t=5mm	m2	10.0		
橋面防水	塗膜防水	m2	10.0		
橋面舗装	樹脂モルタル舗装 t=5mm 階段部	m2	10.0		

排水施設清掃工 S=1:10



数量表		1箇所当り			
名 称	規 格	単 位	数 量	備 考	
排水溝	蓋つき 土砂厚10cm	箇所	1.0		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 8 熊谷国道出張所管内清造物等補修維持工事			
図 面 名	補修詳細図			
作成年月日	令和 8 年 7 月 日			
縮 尺	図示	図面番号	4 / 5	
会 社 名				
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所			

数量総括表

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	摘 要
道路維持					式	1	
	道路維持工				式	1	
		応急処理工			式	1	
			応急処理(昼)		式	1	
			応急処理(夜)		式	1	
	構造物等補修工				式	1	
		歩道橋等補修工			式	1	
			塗膜除去(夜)	環境対応型塗膜剥離剤（ベンジルアルコールフリー）	m2	900	
			塗替塗装(夜)	Rc-I塗装系	m2	900	
			既設舗装はぎ取り	t=5mm	m2	900	
			橋面防水	塗膜防水	m2	900	
			橋面舗装	樹脂モルタル舗装 t=5mm 階段部	m2	900	
		排水施設清掃工			式	1	
			樹清掃	人力 機械持込 土砂厚10cm	箇所	140	
	構造物撤去工				式	1	
		運搬処理工			式	1	
			殻運搬	アスファルト殻(掘削)	m3	1	
			殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	1	
			殻処分	アスファルト殻(掘削)	m3	1	
			殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	1	
	仮設工				式	1	
		交通管理工			式	1	
			交通誘導警備員 A		式	1	
			交通誘導警備員 B		式	1	
			交通誘導警備員 A (夜)		式	1	
			交通誘導警備員 B (夜)		式	1	

工 事 名	R8熊谷国道出張所管内構造物等補修維持工事		
図 面 名	数量総括表		
作成年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮 尺	一	図面番号	5 / 5
会 社 名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		